

各 位

会 社 名 キャリアバンク株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 良雄  
 コード番号 4 8 3 4 札幌証券取引所  
 問い合わせ先 取締役経営管理部長 中川 均  
 電 話 番 号 0 1 1 - 2 5 1 - 3 3 7 3  
 ( U R L <http://www.career-bank.co.jp/>)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年 8月26日開催予定の第28期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

平成27年 5月 1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されましたので、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第31条(取締役の責任免除)及び第42条(監査役~~の責任免除~~)の規定を変更するものであります。

なお、定款第31条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第31条 [条文省略] 2. 当社は、 <u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第31条 [現行どおり] 2. 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(監査役 <del>の責任免除</del> ) 第42条 [条文省略] 2. 当社は、 <u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役 <del>の責任免除</del> ) 第42条 [現行どおり] 2. 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

##### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年 8月26日  
 定款変更の効力発生日 平成27年 8月26日

以上